

串間市文化会館

指定管理者委託業務仕様書綴

令和8年8月

串 間 市

管 理 基 準

(1) 開館時間及び休館日

- ・開館時間 午前 9 時～午後 10 時まで（ただし、会館の施設利用に応じて午後 6 時以後の開館時間を短縮することができる。）
- ・休 館 日 毎週月曜日（但し、月曜日が祝日の場合は翌日）
年 末 年 始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(2) 指定管理者は、関係法令等の要件を満たし、常に施設の利用に支障のないように管理すること。

(3) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(4) 効率的かつ効果的な運営を行い、管理運営に反映させること。

(5) 施設、付帯設備及び備品等の維持管理を適切に行うこと。

(6) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。

(7) 個人情報の保護

指定管理者には、串間市個人情報の保護に関する法律施行条例(平成 16 年串間市条例第 19 号)により、串間市文化会館の管理運営を行うに当たって取り扱う個人情報の保護のために、個人情報の適正な取り扱いの義務が課せられます。具体的には協定で定め、それにより個人情報の保護を図ること。

(8) 文書の管理・保存

指定管理者が、指定管理者としての業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、別途指定管理者において規程を定め、適正に管理・保存すること。なお、指定期間終了時には、市の指示に従い引き渡すこと。

(9) 事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度 2 月末日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し提出すること。

(10) 事業報告書の提出について

- ①指定管理者は、管理業務、経理の状況を毎月終了後に作成し、翌月の 10 日までに提出すること。
- ②指定管理者は、毎会計年度終了後協定書に定める日以内に事業報告書を提出すること。
- ③指定管理者は、経営の健全化を証するため、指定管理者が会社法(平成 17 年法律第 86 号)、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)その他関係法令で求められる計算書類、監査報告書を、指定管理者の毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に市に提出すること。

(11) その他

管理の基準の細目については、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとする。

リ ス ク 分 担 表

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
公募に係るリスク	応募費用に関するもの		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	施設管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
施設や設備の損傷	経年劣化によるもの(小規模のもので10万円未満の修繕費)		○
	経年劣化によるもの(指定管理者の責めに帰することができない損傷で、上記以外のもの)	○	
	第三者行為により生じたもので、相手方が特定できないもの(小規模なもので10万円未満の修繕費)		○
	第三者行為により生じたもので、相手方が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
書類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
支払遅延	経費の支払遅延(市→指定管理者)によって生じた事由	○	
	経費の支払遅延(指定管理者→業者)によって生じた事由		○
展示物、資料等の損傷	指定管理者の責めに帰する事由によるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(10万円未満の修繕)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(10万円以上の修繕)	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害(犯罪や事故等の発生)を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
個人情報の漏えい			○
事業終了時の費用	指定管理者の指定期間終了した場合、又は指定取り消しした場合の撤収の費用		○

串間市文化会館業務委託共通仕様書

この仕様書は、串間市文化会館（以下「甲」という。）の業務委託に係る業務の共通事項を示すものであって、実施にあたって受託者（以下「乙」という。）は誠意を持って行うものとする。

1. 法令の遵守

乙は、業務委託の実施にあたって、関係法令を遵守すること。特に関係法令に定められた諸手続き（許可、届出等）を遅滞なく行うものとする。

2. 責任者の指定

乙は、甲に配置した業務従事者の中から業務責任者を1名指定し、甲に届けること。

3. 業務従事者の確保

乙は、契約の履行を期するため、業務の履行に適した者を配置しなければならない。

4. 乙は、業務従事者名簿（氏名、年齢、住所を記載したもの）に写真と業務に従事するために資格を証する書類の写しを添付して、甲に提出すること。異動があった場合も同様とする。

5. 服務・規律

乙は、業務従事者に次に掲げる事項を厳格に守らせること。

- （1）勤務中は、乙制定の服装を着用すること。
- （2）勤務中は、礼儀正しく品行を慎み、応接にあたっては懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があってはならない。
- （3）勤務中に飲酒してはならない。又、酒気をおびて勤務してはならない。
- （4）所定の場所以外での喫煙その他職務の遂行を怠るような行為をしないこと。

6. 委託業務実施記録

乙は、委託業務実施者に実施した日の委託業務実施状況を記録させ、原則として翌日甲に提出すること。

7. 異常又は事故報告

乙及び乙の委託業務責任者は、串間市文化会館に異常を認めた場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

事故が発生した時は、直ちに適切な措置を講じると共に、甲及び関係者に通報しなければならない。なお、乙は、事故の状況を記した書類を甲に提出すること。

串間市文化会館ピアノ保守点検業務仕様書

1. 業務の目的

串間市文化会館ピアノ（スタインウェイグランドピアノ D-274、ヤマハグランドピアノ CFⅢ型、ヤマハUX30W）の保守・定期点検、並びに故障時の修理調整を行うものとする。

2. 業務対象物件

- (1) スタインウェイグランドピアノ D-274
- (2) ヤマハグランドピアノ CFⅢ型
- (3) ヤマハUX30W

3. 保守点検の施行回数

点検回数は年2回（甲が指定する日）とする。

4. 検査及び報告

保守点検終了後の際、甲の指定する係員立会い検査のうえ承認を受け、その結果を文書で報告するものとする。

5. 保守点検調整材料

- (1) 保守点検に要する諸工具、部品等は乙の負担とする。
- (2) 部品の寿命による自然消耗破損手直しの場合は甲の負担とする。但し、乙の点検調整不備により故障を生じた場合は、甲の指定する係員立会いのうえ、乙は無償で修理調整を行わなければならない。

6. 保守点検調整作業内容

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 鍵盤の調整 | (9) 鍵盤の深さ調整 |
| (2) 鍵盤の高さ調整 | (10) ハンマードロップ調整 |
| (3) 絃合わせ | (11) バックチェック調整 |
| (4) ウイッペン合わせ | (12) レペティションスプリング調整 |
| (5) 打絃距離調整 | (13) ダンパー調整 |
| (6) ジャック前後調整 | (14) ペダル調整 |
| (7) ジャック上下調整 | (15) 調律 |
| (8) ハンマー接近調整 | (16) 整音 |

串間市文化会館消防用設備保守点検業務

本委託業務は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定により串間市文化会館の消防用設備に係る保守点検を行うことを目的とする。

【保守点検回数】

1. 年 2 回

【消防用装置点検項目】

1. 消防用設備等外観・機能・総合点検

- 消火器設備
- 自動火災報知器設備
- 誘導灯設備
- 屋内消火栓設備
- 排煙設備

2. 対象建築物 串間市文化会館（延面積 4,062.73 m²）

【一般的事項】

- (1) 乙は、業務の性質上当然実施すべきものは勿論、契約書に記載されていない事項であっても、甲が必要と認める軽微な業務については、乙は委託金額の範囲内で行うものとする。
- (2) 乙は、甲と業務実施の日時・業務の範囲及び業務手順並びに工程表について打ち合わせを行い、業務を行うものとする。
- (3) 乙は、業務遂行に当たっては、設備・構造等を十分検討し甲の管理する設備・施設及びテナント等に支障を及ぼさないように留意しなければならない。
- (4) 使用機器等の損傷及び派遣作業員の事故については、その如何にかかわらず一切乙の責任とする。
- (5) 乙は、業務終了毎に報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- (6) 乙は、業務実施に当たり、次に掲げる実施方法及び別途に定める契約書に基づき、信義に従い誠実に履行するものとする。

串間市文化会館清掃業務委託特記仕様書

委託業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとし、ここに記載されていない細部事項については、甲・乙協議し決定するものとする。

1. 総括

(1) 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 日常清掃：日常清掃とは、床はき、じゅうたんの除塵作業、吸い殻入れ、屑籠、茶殻の処理、便所、洗面所等の清掃、トイレトペーパー・水石鹸の補充等作業をいう。
- ② 定期清掃：定期清掃とはワックス塗り仕上げ、じゅうたんのクリーニング、便所・洗面所等の床洗い、低所ガラス清掃、低所壁面拭き等の作業を言う。

(2) 業務実施記録

清掃業務の実施記録書は、甲が別に定める書式とする。

(3) 仕様書に不適合な場合の措置

清掃が仕様書に不適合と監督員が認めた場合は、その手直しを命じることができる。
この場合の費用は乙の負担とする。

(4) 臨機の措置

清掃の実施上、緊急かつ必要と認められる場合は、甲は乙に対し所要の措置を求めることができる。この場合乙は、その結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(5) 清掃作業の実施

清掃作業を日常清掃と定期清掃に区分し、実施日は次のとおりとする。

- ① 日常清掃：日常清掃は、契約期間の内、休館日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日実施する。
- ② 定期清掃：定期清掃は、清掃作業実施予定表に基づき、甲の指定した日に実施する。

2. 清掃作業の内容

清掃作業の区分及び内容は、甲が別に定める清掃基準表によるものとし、細部については甲と協議すること。

3. 清掃に使用する材料の指定

乙が、清掃に使用する材料は、日本工業規格又はこれと同等とみなされるものとする。

4. 作業期間

- ・曜日：日曜日～土曜日（（休館日・祝日・年末年始）12月29日～1月3日）を除く。
- ・時間：9時00分～16時00分までとする。
但し、休憩時間を10時00分～10時15分、15時00分～15時15分とし、
昼に休憩時間を12時00分～13時00分とする。

5. 委託期間

- ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- ・但し、草刈作業においては、年6回以上のうち、5月1日から9月30日の間に3回以上随時行う。

串間市文化会館清掃作業業務委託基準表

清掃区分	清掃内容	実施	備考
床 面 等 の 清 掃	共有部分（廊下・階段等）及び大ホール・小ホール・楽屋・湯沸室・流しの床拭き、吸い殻入れ・ゴミ箱・茶殻の処理、低所の壁面の清掃等	毎日	汚れの著しい箇所は、洗剤により取り除く。
	廊下、会議室の低所窓清掃	週 1 回	
じゅうたん 清 掃	除塵作業（週 1 ～ 2 回の電気掃除機による清掃も含む。）	随時	催事のある場合はその都度
	クリーニング	年 2 回	
ワックス 表 面 塗 り 仕上げ、清 掃	共有部分（廊下・階段等）及び会議室等の床を表面洗浄した上、樹脂ワックス塗り仕上げ	年 1 回	汚れの著しい時は、上質洗剤による機械洗浄を実施する。
便所、洗面 所 等 の 清 掃	便所、洗面所、洗面台、洗場鏡の薬液類による洗浄。水石鹼、トイレットペーパーの補充、便所隔壁・床面タイル、化粧棚の水拭き、汚物搬出処理	毎日	水石鹼、トイレットペーパーは甲支給品とする。
	便所、洗面所等の床用洗剤による床洗い	月 2 回	
低 所 ガラ ス清掃	玄関周り及び廊下、便所、会議室等の低所のガラスの薬液類による磨き。	年 1 回	
外 回 り 清 掃	犬走り、建物の周辺並びに足拭きマットの掃除	随時	
	敷地内のゴミ拾い及び草刈等	随時	
駐車場・車 庫清掃	掃き掃除、散水	毎日	
ガ ラ ス 清 掃	間仕切りガラス清掃	月 2 回	汚れの目立つ所は随時
	洗剤、湿布、乾布等による窓ガラス拭き	月 1 回	
金 属 光 沢 研磨	手すり、階段、その他備品等の金属光沢維持のための研磨清掃	随時	
壁、扉等の 清 掃	低所塵払い、ゴミ拾い等	毎日	
	ハタキ、真空掃除機等による清掃	随時	
草刈作業	会館敷地周辺の草刈	年 6 回	随時及び事業開催前等
その他	会館内外のゴミ類の搬出处分	随時	

串間市文化会館舞台関係業務特記仕様書（常駐）

委託業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとし、ここに記載されていない細部の事項については、甲・乙協議し決定するものとする。

1. 目 的

舞台・音響・照明備品等の日常の整理、点検整備により事故を未然に防止するとともに、利用者に対し懇切かつ誠実に業務を行うことを目的とする。

2. 業務の実施

業務の実施にあたり常駐者を1名置く。常駐者が病気及び事故等により業務ができなくなった場合は、直ちに代替りの者を常駐させる。その際、常駐者は3年以上の経験を有し、これを証する業務経歴書を甲に提出するものとする。

3. 業務内容

次に掲げる事項及びこれに付随する一切の業務を行う。

(1) 舞台

- ・吊物設備の操作、監視、保守点検整備
- ・舞台セットの点検、補修
- ・舞台関係備品の管理、整備点検、整理整頓
- ・ピアノ庫の除湿管理
- ・吊物設備等保守点検業者への協力

(2) 音響

- ・音響設備の操作、監視、保守点検整備
- ・音響備品類の管理、整備点検、整理整頓
- ・音響設備保守点検業者への協力

(3) 照明

- ・照明設備の操作、監視、保守点検整備
- ・照明備品類の管理、整備点検、整理整頓
- ・照明設備保守点検業者への協力

(4) 利用者への対応

- ・利用者との行事進行、舞台設営及び設備備品利用等に関する事前の打合せ
- ・利用者及び出演者等の避難誘導、防災の指導、助言
- ・機材、楽器、道具類の搬入搬出方法の指示及び立会い
- ・下見来館者、見学者への説明及び案内

(5) その他

- ・就業日における午前及び午後、各1回以上の館内巡回
- ・各設備備品等管理及び業務遂行上の調査研究を行い、常に業務の改善向上を図る
- ・業務内容について日誌を記録し、甲の確認を受ける
- ・館長及び会館職員の指示する事項

4. 勤務時間等

(1) 通常の勤務時間等

- ・火曜日から土曜日までとし、休日（日曜日・休館日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までの年末年始）を除く。但し、休日催事の場合は原則として翌日代休とする。
- ・勤務時間は9時00分から17時00分までとする。催事のある日は、始まり（準備）の時間から終わり（後かたづけ）の時間までとする。

(2) 改修工事期間中の勤務時間等

- ・月曜日から金曜日までとし、祝日を除く。但し、祝日催事のある場合は原則として翌日代休とする。
- ・勤務時間は9時00分から17時00分までとする。催事のある日は、始まり（準備）の時間から終わり（後かたづけ）の時間までとする。

5. 臨機の措置

業務の実施上、緊急かつ必要と認められる場合は、甲は乙に対し所要の措置を求めることができる。この場合乙はその結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

6. 負担区分

この業務遂行のため、直接必要な費用は、乙が負担する。

串間市文化会館舞台関係業務特記仕様書（時間帯）

委託業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとし、ここに記載されていない細部の事項については、甲・乙協議し決定するものとする。

1. 目 的

舞台・音響・照明備品等の日常の整理、点検整備により事故を未然に防止するとともに、利用者に対し懇切かつ誠実に業務を行うことを目的とする。

2. 業務の実施

業務の実施にあたり、業務の遂行に適した者を業務に従事させる。業務従事者は2年以上の経験を有するものとし、これを証する業務経歴書を甲に提出するものとする。

3. 業務内容

次に掲げる事項及びこれに付随する一切の業務を行う。

（1）舞台

- ・吊物設備の操作、監視、保守点検整備
- ・舞台セットの点検、補修
- ・舞台関係備品の管理
- ・吊物設備等保守点検業者への協力

（2）音響

- ・音響設備の操作、監視、保守点検整備
- ・音響備品類の管理
- ・音響設備保守点検業者への協力

（3）照明

- ・照明設備の操作、監視、保守点検整備
- ・照明備品類の管理
- ・照明設備保守点検業者への協力

（4）その他

- ・館長及び会館職員の指示する事項

4. 業務作業の実施

時間帯委託

・時間帯委託については、次の区分とする。（大ホールについては1～3名、小ホールについては1～2名）

- | | | | |
|---------------|--------|---------------|--------|
| ア. 午前9時00分～ | 12時00分 | イ. 午後1時00分～午後 | 5時00分 |
| ウ. 午後6時00分～午後 | 10時00分 | エ. 午前9時00分～午後 | 5時00分 |
| オ. 午後1時00分～午後 | 10時00分 | カ. 午前9時00分～午後 | 10時00分 |

5. 臨機の措置

業務の実施上、緊急かつ必要と認められる場合は、甲は乙に対し所要の措置を求めることができる。この場合乙はその結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

6. 負担区分

この業務遂行のため、直接必要な費用は、乙が負担する。

別表 (1日1人当たり)

時間帯委託区分	委託料	時間帯委託区分	委託料
午前 9 時 00 分～ 12 時 00 分	10,000 円	午後 1 時 00 分～午後 10 時 00 分	20,000 円
午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分	12,000 円	午前 9 時 00 分～午後 10 時 00 分	22,000 円
午後 6 時 00 分～午後 10 時 00 分	12,000 円		
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	20,000 円	時間外 1 時間	2,500 円

串間市文化会館ビル管理保守点検業務仕様書

本委託業務は、建築物における衛生環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)に基づき、串間市文化会館の衛生環境の確保をはかり、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目標とする。

1. 委託業務の内容

- | | | |
|-----|--------------|-------------|
| (1) | 飲料用貯水槽掃除業務 | 年 1 回 |
| (2) | ねずみ、昆虫等の防除業務 | 年 2 回 |
| (3) | 空気環境の測定業務 | 年 6 回 12 カ所 |

2. 対象建築物

串間市文化会館 (延面積 4,062.73 m² 貯水槽容量 受水槽 40 m³)

【一般的事項】

- (1) この仕様書は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和 45 年政令第 304 号)第 2 条に規定する建築物環境衛生基準に基づき、業務の概要を示すもので、業務の性質上当然実施すべきものは勿論、記載されていない事項であっても、甲が必要と認める軽微な業務については、乙は委託金額の範囲内で行うものとする。
- (2) 乙は、甲と業務実施の日時・業務の範囲及び業務手順並びに工程表について打ち合わせを行い、業務を行うものとする。
- (3) 乙は、業務遂行に当たっては設備、構造等を十分検討し、甲の管理する設備・施設及びテナント等に支障を及ぼさないよう留意しなければならない。
- (4) 乙は、有資格者をチーフとし、身元規律については、万全を期し、経験豊かで健康な作業員を派遣するものとする。
- (5) 使用機器等の損傷及び派遣作業員の事故については、その如何にかかわらず一切乙の責任とする。
- (6) 乙は、業務終了ごとに報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- (7) 乙は、業務実施にあたり、次に掲げる実施方法及び別途に定める契約書に基づき信義に従い誠実に履行するものとする。

【実施方法】

- (1) 飲料用貯水槽掃除
 - ① 次の項目を記載した作業員及び使用機材一覧表を作業 1 週間前までに提出し、承認を受けること。
 - ② 作業員の作業衣は消毒したものを作業直前に着用し、使用機材消毒済みのものを使用すること。
 - ③ 水槽に出入りする際は、出入り口に消毒液を置き不用意に槽外の異物等を持ち込まないように消毒を行う。

- ④排水は完全に実施し、排水後槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うものとする。または、水洗後の排出には特に注意し、槽内に残らないようウエス等で拭くこと。
 - ⑤ 50～100PPM の次亜塩素酸溶液で 15 分間隔を 3 回噴霧し、最後に 30 分間放置する。消毒後は水洗し、満水後、残留塩素の測定を行うものとする。(0.2PPM 以上)
 - (ア) 異物侵入措置の点検結果及び改善事項
 - (イ) 使用消毒薬品名、量、使用濃度
 - (ウ) 槽内及び給水栓末端の残留塩素濃度
- (2) ねずみ害虫防虫業務
- ア、法律に基づいて建築物の環境衛生維持の状況を確認するとともに常時安全かつ衛生的な環境を維持することを目的とする。
 - イ、調査・作業の周期・対象等については、下記の管理基準による。(省令規定)
 - 6 ヶ月以内ごとに定期的、統一的に実施し、防鼠、防虫、構造、点検作業を行う。
 - ウ、実施計画及び結果報告は監督者が報告書に記入して提出すること。
- (3) 室内空気環境測定業務
- ア、居室等について 2 ヶ月に 1 回「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に定める方法による測定を行う。
 - イ、測定者は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則によるそれぞれの性能を備えた測定器具を使用する。
 - ウ、環境衛生管理技術者は、実施計画書を事前に提出するとともに、測定が終了したときは、結果報告書を作成し、これに所見を添えて提出すること。

串間市文化会館自動ドア保守点検業務仕様書

委託業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとし、ここに記載されていない細部の事項については、甲・乙協議し決定するものとする。

【保守点検回数】

1. 年 4 回

【自動ドア点検項目】

自動ドアの運転状況を良好に維持するため、計画的に適切な点検調整を行うこと。

1. 保守点検整備の対象

- ① 自動ドア動力部装置
- ② 自動ドア装置（本体）
- ③ 自動ドア制御部装置
- ④ 自動ドア操作スイッチ及び制御スイッチ

2. 保守点検整備項目

- ① 自動ドア装置各部の点検及び調整
- ② 自動ドア開閉速度、クッション作動の異常有無、点検及び調整
- ③ 自動ドア装置の電気回路の異常有無、点検調整
- ④ 潤滑油不足の有無、点検及び補充
- ⑤ 扉の開閉時、何かと当たっていないか、もしくはすれていないか等、扉のチリ合わせ調整
- ⑥ 消耗の激しい部品がないか点検
- ⑦ その他自動ドア装置における各部品の点検及び調整

3. 保守点検整備の対象物

串間市文化会館玄関自動ドア

4. 点検作業報告書

点検作業報告書は、業務終了ごとに報告書を作成し、甲に提出すること。

【一般的事項】

- (1) 乙は、業務の性質上当然実施すべきものは勿論、契約書に記載されていない事項であっても、甲が必要と認める軽微な業務について、乙は委託金額の範囲内で行うものとする。
- (2) 乙は、甲と業務実施の日時・業務の範囲及び業務手順並びに工程表について打合せを行い、業務を行うものとする。

- (3) 乙は、業務遂行に当たっては、設備、構造等を十分検討し甲の管理する設備・施設及びテナント等に支障を及ぼさないように留意しなければならない。
- (4) 使用機器等の損傷及び派遣作業員の事故について、その如何にかかわらず一切乙の責任とする。
- (5) 乙は、業務終了毎に報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- (6) 乙は、業務実施に当たり、次に掲げる実施方法及び別途に定める契約書に基づき、信義に従い誠実に履行するものとする。

串間市文化会館自家用電気工作物保安業務仕様書

委託業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとし、ここに記載されていない細部の事項については、甲・乙協議し決定するものとする。

1. 契約の対象

甲は、下記に設置する自家用工作物について、電気事業法施行規則第52条第2項の規定によるその工事維持及び運用に関する保安業務を、乙に委託する。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業場の名称 | 串間市文化会館 |
| (2) 事業場所の所在地 | 串間市大字西方 6524 番地 58 |
| (3) 受電電力 | 契約種別：業務用 700KW |
| (4) 受電電圧 | 6,600 ボルト |
| (5) 非常用予備発電装置 | ①発電機定格容量 125KVA
②発電機出力 100KW
③発電機定格電圧 210V
④原動機の種類 ディーゼル発電機 |

2. 保安業務の内容

乙が行う保安業務の内容は、甲の定める保安規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事について設計の審査、工事監督及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行う。
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行う。電気工作物の点検、測定、試験等を定期的に行う。また、通商産業省で定める技術基準に適合しない事項その他必要な事項がある場合は、これについて支持または助言を行う。
- (3) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を指導するとともに、事故原因を探求し再発防止 についてとるべき措置を指示または助言し、必要に応じ精密検査を行う。
- (4) 法令に定める官庁検査に立ち会う。

3. 執務の方法等

乙は保安業務を次のとおり実施する。

- (1) 保安規定別表に基づく点検、測定及び試験は次に掲げるものとする。
 - ・月次点検は月 1 回以上とする。但し、絶縁常時監視装置を設置した場合は、隔月とする。
 - ・定期点検は年 1 回とする。

(絶縁常時監視装置等を設置する場合の取り扱い)

絶縁常時監視装置を設置する場合は次のとおりとする。

- (1) 甲の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置は、乙が設置するものとする。
- (2) 甲は、絶縁常時監視装置等を設置する場所の提供、電灯・電話配線など既存の施設利用について便宜を図るものとする。

- (3) 絶縁常時監視装置等及び設置工事に要する費用は、乙が負担するものとする。
- (4) 絶縁常時監視装置等の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとし、甲は装置を無断で移設・取外し・修理などを行わないものとする。
- (5) 乙は、絶縁常時監視装置等の設定値の確認及び試験による検知動作の正常確認のため、伝送試験等を毎年1回以上行うものとする。
- (6) 乙は、本契約が失効した場合は、絶縁常時監視装置等を撤去するものとする。

4. 臨機の措置

業務の実施上、緊急かつ必要と認められる場合は、甲は乙に対し所要の措置を求めることができる。この場合乙はその結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

串間市文化会館空調設備保守点検業務仕様書

【保守点検回数】

1. 年 2 回

【保守点検場所】

1. 串間市文化会館

【冷暖房装置点検項目】

・ 空気調和機	4 基
・ パッケージエアコン	1 台
・ ファンコイルユニット	26 台
・ 全熱交換換気扇	5 台
・ ルームエアコン	5 台
・ 排風機	3 台

【冷暖房装置点検内容】

- ・ 冷媒漏れ検査
- ・ ベアリング開始給油
- ・ 電気関係絶縁テスト
- ・ 各機器フィルター点検清掃
- ・ 運転調整

【報告書作成】

- ・ 現状及び点検結果の報告並びに処理、考察報告を行う。

【機械器具トラブル等に関する対応】

- ・ 状況報告を受けた後、対応策の検討、報告を行い、適切迅速にトラブル対応を行うものとする。

串間市文化会館冷暖房開始時保守点検業務仕様書

【保守点検回数】

1. 年 2 回

【保守点検場所】

1. 串間市文化会館

【冷暖房装置点検項目】

- | | | |
|-------------|-----------------|-----|
| ・ 灯油焚吸収冷温水器 | 型 RCPKN 0 1 2 | 1 基 |
| ・ 吸収式冷温水発生器 | 型 RCPKN 0 0 8 Q | 1 基 |

【冷暖房装置点検内容】

- ・ 冷房切替整備・試運転調整
- ・ 冷房シーズンオン巡回
- ・ 暖房切替整備・試運転調整
- ・ 暖房シーズンオン巡回
- ・ チューブ洗浄（2 面）
- ・ 吸収溶液分析費
- ・ 整備時交換部品（ノズルチップ）
- ・ 冷却塔点検整備
- ・ 冷温水・循環ポンプ点検整備

【報告書作成】

- ・ 現状及び点検結果の報告並びに処理、考察報告を行う。

【機械器具トラブル等に関する対応】

- ・ 状況報告を受けた後、対応策の検討、報告を行い、適切迅速にトラブル対応を行うものとする。

串間市文化会館防火対象物定期点検検査業務 仕 様 書

【定期検査回数】

1. 年 1 回
2. 定期点検検査項目
 - 消防計画及び防煙物品の届出等の検査
 - 設備検査整備状況検査
 - 火気管理検査
 - 避難管理検査
 - 危険物管理

3. 対象物建築物 串間市文化会館（延面積 4,062.73 m²）

【一般的事項】

- (1) 乙は、業務の性質上当然実施すべきものは勿論、契約書に記載されていない事項であっても、甲が必要と認める軽微な業務について、乙は委託金額の範囲内で行うものとする。
- (2) 乙は、甲と業務実施の日時・業務の範囲及び業務手順並びに工程表について打合せを行い、業務を行うものとする。
- (3) 乙は、業務遂行に当たっては、設備、構造等を十分検討し甲の管理する設備・施設及びテナント等に支障を及ぼさないように留意しなければならない。
- (4) 使用機器等の損傷及び派遣作業員の事故について、その如何にかかわらず一切乙の責任とする。
- (5) 乙は、業務終了毎に報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- (6) 乙は、業務実施に当たり、次に掲げる実施方法及び別途に定める契約書に基づき、信義に従い誠実に履行するものとする。

串間市文化会館舞台設備保守点検業務仕様書（照明）

舞 台 照 明 設 備

【保守点検回数】 年1回

【保守点検場所】 串間市文化会館大ホール及び小ホール

（1）調 光 装 置 点 検 項 目

1. 各 動 作 チ ェ ッ ク
2. 出 力 測 定
3. 記 憶 再 生 操 作 試 験
4. プ リ セ ッ ト フ ェ ー ダ ー 試 験
5. 各 接 続 端 子 の 増 締 め
6. 操 作 卓 清 掃

（2）調 光 盤 点 検 項 目

1. 入 力 電 圧 測 定
2. 出 力 電 圧 測 定
3. 絶 縁 抵 抗 測 定
4. 増 締 め 及 び 清 掃

（3）照 明 点 検 項 目

1. 器 具 点 検 試 験
2. 器 具 外 部 清 掃
3. 器 具 取 付

報 告 書 作 成

1. 現 状 及 び 点 検 結 果 の 報 告 並 び に 処 理 、 考 案 報 告 を 行 う も の と す る 。

機 械 ト ラ ブ ル 等 に 対 す る 対 応

1. 状 況 報 告 を 受 け た 後 、 対 応 策 の 検 討 、 報 告 を 行 い 適 切 迅 速 に ト ラ ブ ル 対 応 を 行 う も の と す る 。

串間市文化会館舞台設備保守点検業務仕様書（音響）

舞 台 音 響 設 備

【保守点検回数】 年2回

【保守点検場所】 串間市文化会館大ホール・小ホール及び事務所

（1）音 響 装 置 点 検 項 目

1. 音 響 調 整 卓	2	12. 電源制御部	1
2. 非常リモコンスピーカー類	1 式	13. 電源増幅器	10
3. CD・MD プレーヤー	2	14. スピーカー類	1 式
4. カセットデッキ	2	15. マイクロホン類	1 式
5. ワイヤレス受信機	4	16. マイクエレベータースタンド	1 式
6. グラフィックイコライザー	5	17. コンセント盤	1 式
7. 非常電源部	1	18. コンセントボックス	1 式
8. デジタルディレイ	1	19. 壁掛型防犯アンプ	1
9. ミュージックチャイム	2	20. ラジオチューナー	1 式
10. 出力監視版用電源部	1	21. ボリュームボックス	1 式
11. 調整卓用電源部	1		

（2）映 像 設 備 機 器 等 点 検 項 目

1. モニターテレビ	2	6. リモコンユニット	1
2. 大ホールカメラ	1	7. S-VHSビデオ	2
3. 取り付け台	1	8. 映像分配器	2
4. リモコンユニット	1	9. 屋内水平垂直回転台	1
5. カラーカメラ	2	10. 24Vアダプター	1

報 告 書 作 成

1. 現状及び点検結果の報告並びに処理、考案報告を行うものとする。

機 械 ト ラ ブ ル 等 に 対 す る 対 応

1. 状況報告を受けた後、対応策の検討、報告を行い適切迅速にトラブル対応を行うものとする。

串間市文化会館舞台設備保守点検業務仕様書（吊物）

舞 台 吊 物 設 備

【保守点検回数】 年 3 回

【保守点検場所】 串間市文化会館大ホール及び小ホール

（１） 吊 物 装 置 点 検 項 目

１． 緞帳昇降装置	１ 台
２． 絞り緞帳昇降装置	１ 台
３． 照明バトン昇降装置	１ 台
４． 吊物バトン昇降装置	４ 台
５． 袖幕昇降・開閉装置	１ 台
６． カスミ幕昇降装置	１ 台
７． 引割幕昇降装置	１ 台
８． スクリーン昇降装置	１ 台
９． バック幕昇降・開閉装置	１ 台
１０． ホリゾン幕昇降装置	１ 台
１１． 天井反射板昇降装置 （前吊）	２ 台
１２． 天井反射板昇降装置 （後吊）	２ 台
１３． 正面反射板昇降装置	１ 台
１４． 側面反射板昇降装置	４ 台
１５． 操作盤・制御盤	１ 台

【作業内容】

- １． 電動、手動、固定吊物装置の点検調整
- ２． マシン、滑車、レール等の点検調整
- ３． 同上ワイヤー伸び率、損傷等の精密検査
- ４． 操作盤、制御盤の点検調整
- ５． 舞台幕類の点検調整

報 告 書 作 成

- １． 現状及び点検結果の報告並びに処理、考案報告を行うものとする。

機 械 ト ラ ブ ル 等 に 対 す る 対 応

- １． 状況報告を受けた後、対応策の検討、報告を行い適切迅速にトラブル対応を行うものとする。

セントリコン・システム仕様書

一般事項

- ① この仕様書は、「セントリコン・システム」による処理法について規定する。
- ② この仕様書は、地下性シロアリ(対象種については④参照)による建築物への加害の予防、駆除を目的として、木造建築物および鉄筋コンクリート造・補強コンクリートブロック建築物等の周辺へのセントリコン・システムの設置方法、点検方法、およびシロアリの活性がみとめられた時のベイト剤の投与方法について規程する。
- ③ この仕様書に規定のない事項は、日本しろあり対策協会の「新築木造建築物しろあり予防処理標準仕様書」および「既存木造建築物しろあり予防処置標準仕様書」に準ずる。
- ④ 対象とするシロアリの種類は、ヤマトシロアリとイエシロアリの2種類とする。

1 取扱者

セントリコン・システムの取扱者はシステムを開発したダウ・アグロサイエンスの教育カリキュラムに従った講習を受講してセントリコン・システム・テクニカルマスターとして認定された者とする。

2 薬剤

セントリコン・システムに使用されるベイト剤には、有効成分として昆虫成長制御剤(IGR)であるヘキサフルムロンが含まれている。この薬剤は、キチン合成という昆虫特有の機能に作用するため、ヒトはもちろん哺乳類や鳥類などの動物に安全性が高いことを特徴としている。また、回収可能な容器に入っており、シロアリの活動を確認した場合にのみ使用する。

3 事前調査

セントリコン・ステーションの設置に先立ち、下記の事前調査を行って設置場所を決定する。

- (1) 対象とする建築物
- (2) 対象とする建築物の周囲、敷地内の状況
- (3) シロアリの生息が認められる時は、その場所および被害実態、採餌蟻道、周辺の植生・材木・廃材等
- (4) シロアリの活動が及ぶ可能性の高い場所、日当たりの悪い場所、雨漏りのする場所、軒下、台所・風呂場・洗面所・トイレ等の水周り等

*ダウ・アグロサイエンス商標

4 地中設置型ステーションの設置・モニタリング・ベイティング

4-1 設置場所の選定。

- (1) シロアリの活動する可能性が高い場所にまずステーションを設置する。
- (2) 建築物の周囲を取り囲むようにステーションを配置する。この時、ステーションの間隔は3～4mを基準とするが、状況に応じて配置本数を決める。
- (3) 建築物周辺で、樹木、小屋、木造の塀などシロアリの付く可能性のある場所にもステーションを設置する。
- (4) 人が頻繁に通る場所、水の溜まりやすい場所、地下配管等を避けて設置する。

4-2 設置方法

- (1) 専用ドリルで地面に穴を穿つ。
- (2) ステーション・ハウジングにソイルカバーを取り付け、設置する。
- (3) エクストラクターにモニタリング・デバイスをセットしステーションに入れる。
- (4) 専用キーを使ってトップキャップをステーションに固定する。
- (5) ステーションの設置箇所を図面に記入する。

4-3 モニタリング・ベイティングの方法

- (1) モニタリングは次の手順でおこなう。(年4回以上)
 - ① 専用キーを使いトップキャップを回転させて取り外す。
 - ② セントリコン・ステーション内部の様子を観察する。
 - ③ シロアリの活動が見られない場合はトップキャップを元に戻す。
 - ④ シロアリの活動が確認されたらベイティングの操作に移る。
 - ⑤ 観察および作業結果を記録する。
- (2) イエシロアリに対するベイティングは次の手順でおこなう。
 - ① 上部エクストラクターと上部モニタリング・デバイスを取り出し、シロアリと蟻土をプラスチック皿に移す。
 - ② 上部エクストラクターにベイトカップ*をセットする。
 - ③ ベイトカップのキャップを外し、ベイト剤に水を添加する。
 - ④ 水が落ち着いた後、プラスチック皿のシロアリをベイトカップに移す。
 - ⑤ ベイトカップにキャップをする。
 - ⑥ 上部エクストラクターにベイトカップをセットしてステーションに入れる。
- (3) ヤマトシロアリに対するベイティングは次の手順でおこなう。
 - ① 予めベイトカップに水を添加する。
 - ② 上部エクストラクターと上部モニタリング・デバイスを取り出す。
 - ③ 上部エクストラクターにベイトキャップをセットしてステーションに入れる。

*ダウ・アグロサイエンス商標

4-4 モニタリング・ベイティングのスケジュール

セントリコン・システム・マニュアル(技術仕様書)のモニタリングとベイティングのスケジュールに従う。

5 地上設置型ベイト・ステーション(リクルート*AG)の設置・モニタリング・ベイティング

5-1 設置場所の選定

リクルートAGは、シロアリの蟻道あるいは実際の加害場所が特定できるとき、最初のモニタリングの過程を省いて直接シロアリの活動している場所に設置する。

- ① 壁、柱などのシロアリの加害のあるところを調査し、シロアリが表面に出てくるところを選んで設置場所を選定する。
- ② その場所にリクルートAGをあてて、シロアリの活動場所にベイト部があたるようにして、設置部とリクルートAGの間に隙間がないか、リクルートAGの設置面が設置部よりはみ出さないか調査する。

5-2 設置方法

選定された設置場所に適切な設置方法を事前に検討する。このとき、リクルートAG内のベイト剤がシロアリの活動している面(蟻道や蟻土を盛り上げた木材の被害面等)に必ずさらされるようにする。

検討された設置方法に応じて設置作業を行う。

- ① 設置の対象面に応じた設置方法を決める。コンクリート、木材など様々な設置対象面に応じて、木ネジ、ガムテープ、両面テープなど、しっかりと固定できる適切な装着方法を決める。
- ② 取り付ける場所の蟻道や蟻土のつき方に応じて、リクルートAGのベイト剤面のケース形状を加工する(ケース一部が、設置時に蟻道等を潰さないように、切り取れる構造になっている)。
- ③ リクルートAG内のベイト剤に所定の量の水を添加する(通常 50~100ml)。
- ④ シロアリ活動箇所の蟻道や蟻土を一時的に取り除き、リクルートAGのベイト剤が直接シロアリの活動にさらされるようにしながら設置する。
 - (ア) シロアリへの刺激が少なく、かつベイト剤面が直接外気に触れないように、固定する。
 - (イ) リクルートAGのケース面と設置面との間に隙間がある場合は、シロアリが嫌う空気の流入を防ぐために、必要に応じてガムテープやパテ、シリコン接着剤などで覆う。

5-3 ベイティングのスケジュール

セントリコン・システム・マニュアル(技術仕様書)のモニタリングとベイティングのスケジュールに従う。

6 シロアリ・コロニーの消滅の判断

2ヶ月以上摂食した活動がみられたあとシロアリの活動期にもかかわらず、2ヶ月以上2回続けてシロアリの活動が見られない場合、そのコロニーは消滅したと判断する。まれに高層マンションや屋根裏などに地面と離れて巣を作っている場合は、巣の規模が小さくリクルートAG 1個以内、2ヶ月以内のベイティングで巣の根絶までいく場合も見られる。

7 記録

セントリコン・システムの施工を行ったものは、施工を行った建築物及びその敷地へのセントリコン・ステーションの配置図、モニタリング結果、ベイティング、その後の再モニタリングの結果などを記録して、最低5年間保管する。

8 保管ならびに運搬上の注意

8-1 保管上の注意事項

セントリコン・ステーション、ベイトカップ、リクルートAG、モニタリング・デバイス等は他のシロアリ剤や殺虫剤と接触することの無いように分けて温室下で乾燥した場所に保管する。

8-2 運搬上の注意事項

セントリコン・ステーション、ベイトカップ、リクルートAG、モニタリング・デバイス等は他のシロアリ剤や殺虫剤と接触することの無いように分けて運搬する。
運搬車への積み降ろしの際は、装置・器具類を投げたりする等、手荒な扱いをしないこと。

9 安全対策

ベイト剤は作業者が薬剤に直接接触することの無いようプラスチックの容器に入ったままで使用する。

シロアリが食べ残したベイト剤は容器ごと回収し、ダウ・ケミカル日本株式会社が契約する焼却処分場で、環境に影響が無いよう800℃以上で焼却する。

薬剤の取り扱いについては製品安全データシートを参照する。

串間市文化会館建築物定期報告業務仕様書

本業務委託は、建築基準法第 8 条及び第 12 条に規定される建築物定期調査を行うことを目的とする。

調査報告業務の内容

毎年建築物調査報告及び 3 年に 1 度の各種設備を加えた調査報告を実施するもので、調査報告の詳細については別添資料による。

【業務項目】

1. 現地調査
2. 報告書作成
3. 行政庁への報告・説明

【一般的事項】

1. 乙は、業務の性格上当然実施すべきものは勿論、甲が必要と認める軽微な業務について、乙は委託金額の範囲内で行うものとする。
2. 乙は、甲と業務実施の日時・業務の範囲及び業務手順並びに行程について打ち合わせを行い、業務を行うものとする。
3. 乙は、業務遂行にあたって建築物・設備等に支障を及ぼさないよう留意するものとし、万が一、き損・お損等を発生させた場合には乙の責任において現況復旧させるものとする。
4. 業務従事者の事故については、その如何にかかわらず一切乙の責任とする。
5. 乙は、業務終了後直ちに報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
6. 乙は、甲の指示、信義に従い誠実に業務を履行するものとする。